

財務省第2入札等監視委員会平成23年度第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成24年6月20日(水) 仙台国税局3階会議室	
委員	委員長 高田 敏文 (東北大学大学院経済学研究科会計大学院教授) 委員 青木 雅明 (東北大学大学院経済学研究科会計大学院教授) 委員 高木 龍一郎 (東北学院大学法学部長法学部教授)	
審議対象期間	平成24年1月1日(日)～平成24年3月31日(土)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名: (H23)多賀城住宅ほか1住宅耐震改修その他工事 契約相手方: ショーボンド建設株式会社 南東北支店 契約金額: 434,700,000円 契約締結日: 平成24年3月30日 担当部局: 東北財務局総務部会計課
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名: 什器類購入契約 契約相手方: 株式会社東和商会 契約金額: 2,882,250円 契約締結日: 平成24年2月27日 担当部局: 東北財務局総務部会計課 ----- 契約件名: 確定申告周知用及び平成24年度国税専門官募集用ポスターの掲出等業務 契約相手方: 株式会社アド・メディア 契約金額: 5,869,500円 契約締結日: 平成24年1月13日 担当部局: 仙台国税局総務部会計課
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名: 鑑定評価員業務 契約相手方: 一般財団法人日本不動産研究所秋田支所 契約金額: 1,290,177円 請書締結日: 平成23年10月20日 担当部局: 仙台国税局総務部会計課
応札(応募)業者数1者関連	1件	※ 競争入札(公共工事)(H23)多賀城住宅ほか1住宅耐震改修その他工事と同じ
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	次葉のとおり	次葉のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案1】 契約件名：(H23)多賀城住宅ほか1住宅耐震改修 その他工事 契約相手方：ショーボンド建設株式会社 南東北支店 契約金額：434,700,000円 契約締結日：平成24年3月30日 担当部局：東北財務局総務部会計課</p> <p>1者応札の案件だが、公告期間をより拡大することは検討しなかったのか。</p> <p>応札業者数を増やすため、入札公告の内容等を業者に連絡し、入札参加を促すことはしないのか。</p> <p>【事案2】 契約件名：什器類購入契約 契約相手方：株式会社東和商会 契約金額：2,882,250円 契約締結日：平成24年2月27日 担当部局：東北財務局総務部会計課</p> <p>一般的な什器類の購入であるが、応札者が2者だった理由は何か。</p> <p>当該仕様に係る什器類の規格を満たす製品を製造しているメーカーは、何社あるのか。</p> <p>【事案3】 契約件名：確定申告周知用及び平成24年度国税 専門官募集用ポスターの掲出等業務 契約相手方：株式会社アド・メディア 契約金額：5,869,500円 契約締結日：平成24年1月13日 担当部局：仙台国税局総務部会計課</p> <p>予定価格と落札金額に開差が見られるが、業務の履行上で問題はないか。</p> <p>当該業務は、広告代理店であればどこでもできる業務だと思われるが、仕様書は何者に交付したのか。</p> <p>広告代理店を営んでいる者は相当数あると思われるが、他の業者が参加しない理由は何か。</p>	<p>法令上、入札期日の前日から最低10日間を確保して公告しなければならないところであり、当局では、更に公告期間を拡大するため、土・日・祝日を除いた平日で10日間以上の期間を確保し、より多くの応札業者数の確保に努めている。</p> <p>入札公告については、掲示板に掲示しているほか、当局のホームページに掲載しており、特定の者に対し、入札公告の内容等を連絡することは行っていない。なお、年間の公共工事の発注見通しについて、ホームページに掲載し、応札業者数の確保に努めているほか、業界紙（建設新聞等）への記事掲載依頼を行うなど、情報発信に努めている。</p> <p>調達製品の規格については一般的なものであり、応札者が少なかった理由は不明であるが、応札者を増やすため、今後は、入札参加資格の拡大を検討したい。</p> <p>5社のメーカーの製品が規格を満たしていることを確認している。</p> <p>ポスターの掲出料金には割引率があり、過去の契約実績によって変動するため、結果として落札業者の割引率が高かったことから予定価格と開差が生じたものであり、業務の履行に問題はない。</p> <p>仕様書を交付した業者は5者であり、結果的に3者が入札に参加した。</p> <p>詳細は不明であるが、掲出先が東北6県に及ぶ業務であり、自社の過去の契約実績等から判断し、参加しなかったものと思われる。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：鑑定評価員業務 契約相手方：一般財団法人日本不動産研究所秋田支所 契約金額：1,290,177円 契約締結日：平成23年10月20日</p> <p>応募した137者は、当該案件が毎年実施されていることを知っているのか。</p> <p>応募した137者は、全て適正な評価を行えるものなのか。</p> <p>参加資格である予算決算及び会計令第70条及び第71条とは何か。</p> <p>【総評】 1 審議した4件の事案に係る入札手続及び入札は、適正に行われたと了解した。</p> <p>2 要望として2点申し上げたい。 (1) 1者応募を防止するため、入札公告期間の拡大を行うなど、従前の方法にとらわれずに、入札参加業者数を増やすための工夫を引き続き行っていただきたい。 (2) 競争原理を確保するため、入札参加業者数を増やす工夫を行うことに加えて、県外業者の参加を促すための方策を検討いただきたい。</p>	<p>例年、同時期に公募を実施している案件であり、応募者は知っているものと思われる。</p> <p>仕様書に記載のとおり、応募条件として不動産鑑定業者としての資格や鑑定評価の過去の実績等を付しているが、最終的な路線価は、当該鑑定評価額のほか、売買実例や精通者意見価格等も考慮の上評定しているため、問題はないと考えている。</p> <p>予算決算及び会計令第70条については、契約を締結する能力を有しない者等を入札に参加させることができないという規定であり、同第71条については、契約の履行に当たり不正行為を行った者等を入札に参加させないことができるという規定である。</p>